

広島市告示（安佐南区）第 29 号  
令和 8 年 4 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定に基づき、広島市安佐南区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
  - (1) 社会福祉法人広島市社会福祉協議会
  - (2) 会長 田村 興造
  - (3) 広島市南区松原町 5 番 1 号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和 7 年 3 月 25 日
- 3 指定公金事務取扱者に収納事務を委託した期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

令和 8 年 4 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定に基づき、広島市安佐南区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により公表します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
  - (1) 社会福祉法人広島市社会福祉協議会
  - (2) 会長 田村 興造
  - (3) 広島市南区松原町 5 番 1 号
  
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和 7 年 3 月 25 日
  
- 3 指定公金事務取扱者に収納事務を委託した期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日